

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2022年11月1日現在

～2022年11月30日

▲電話等サービス契約約款（平成11年経企24号）

[令和4年9月1日](#)現在

目次（略）

第1条～第2条の2（略）

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～30の5（略）	（略）
30の6 契約者指定番号発信サービス利用回線	加入電話等設備、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、PHS設備、他社直加入電話等設備、IP電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 であって、契約者指定番号発信サービスを利用するために使用されるもの
31～36（略）	（略）

第4条（略）

（電話等サービスの種類）

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります。

2022年12月1日～

▲電話等サービス契約約款（平成11年経企24号）

[令和4年12月1日](#)現在

目次（略）

第1条～第2条の2（略）

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～30の5（略）	（略）
30の6 契約者指定番号発信サービス利用回線	携帯電話設備 及び PHS設備であって、契約者指定番号発信サービスを利用するために使用されるもの
31～36（略）	（略）

第4条（略）

（電話等サービスの種類）

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります。

種類	内容	種類	内容																										
(略)	(略)	(略)	(略)																										
契約者指定番号発信サービス	<p>当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス</p> <p>（注1）本欄に規定する当社が別に定める数は、第4条の4の3（グループ発信サービスの種類）に定めるグループ発信サービスの種類及び第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）に定める第2種グループ発信サービスの区別に応じ、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="392 882 1108 1417"> <thead> <tr> <th>グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別</th> <th colspan="2">別に定める数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種グループ発信サービス</td> <td colspan="2">500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種グループ発信サービス</td> <td>プラン1</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注2）本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4</p>	グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数		第1種グループ発信サービス	500		第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000	プラン2	1,500	プラン3	1,500	契約者指定番号発信サービス	<p>当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス</p> <p>（注2）本欄に規定する当社が別に定める数は、第4条の4の3（グループ発信サービスの種類）に定めるグループ発信サービスの種類及び第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）に定める第2種グループ発信サービスの区別に応じ、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="1411 882 2128 1417"> <thead> <tr> <th>グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別</th> <th colspan="2">別に定める数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種グループ発信サービス</td> <td colspan="2">500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種グループ発信サービス</td> <td>プラン1</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注2）本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4</p>	グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数		第1種グループ発信サービス	500		第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000	プラン2	1,500	プラン3	1,500
グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数																												
第1種グループ発信サービス	500																												
第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000																											
	プラン2	1,500																											
	プラン3	1,500																											
グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数																												
第1種グループ発信サービス	500																												
第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000																											
	プラン2	1,500																											
	プラン3	1,500																											

<p>条の4の2（契約者指定番号発信サービスの種別）に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。</p>	
<p>契約者指定番号発信サービスの種別</p>	<p>別に定める利用回線等</p>
<p>グループ発信サービス</p>	<p><u>加入電話等設備</u>、<u>携帯電話設備</u>、<u>PHS設備</u><u>又は他社直収電話等設備</u>（電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限り、（他の契約者指定番号発信サービス利用契約（グループ発信サービスに係るものに限ります。）においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。）</p>

第4条の3～第4条の4の2（略）

（グループ発信サービスの種類）

第4条の4の3 グループ発信サービスには次の種類があります。

種類	内容
第1種グループ発信サービス	<u>グループ発信サービスのうち、第2種グループ発信サービス以外のもの</u>

<p>条の4の2（契約者指定番号発信サービスの種別）に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。</p>	
<p>契約者指定番号発信サービスの種別</p>	<p>別に定める利用回線等</p>
<p>グループ発信サービス</p>	<p>携帯電話設備<u>又は</u>PHS設備（電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限り、（他の契約者指定番号発信サービス利用契約（グループ発信サービスに係るものに限ります。）においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。）</p>

第4条の3～第4条の4の2（略）

（グループ発信サービスの種類）

第4条の4の3 グループ発信サービスには次の種類があります。

種類	内容
第1種グループ発信サービス	<u>1のグループ発信サービス利用契約者識別符号につき、登録できるグループ発信サービス利用回線数の上限が500のもの</u>

<p>第2種グループ発信サービス</p>	<p><u>グループ発信サービスのうち、携帯電話設備及びPHS設備に係る電気通信回線設備（現に他の契約者指定番号発信サービス 利用契約の利用に係るものを除きます。）に限りグループ発信サービス利用回線として登録することができるもの</u></p>	<p>第2種グループ発信サービス</p>	<p><u>グループ発信サービスのうち、第1種グループ発信サービス以外のもの</u></p>
<p>第4条の4の4～第14条の65（略）</p> <p>（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更）</p> <p>第14条の65の2 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者から請求があったときは、その契約者指定番号発信サービスの利用に係る契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号について変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録又は登録の削除をいいます。）を行います。</p> <p>2 削除</p> <p>3 前項に規定するほか、契約指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン2に係る者に限ります。）は、第1項に規定する契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号を登録するものに限ります。）を請求するにあたっては、現にその契約者指定番号発信サービス利用契約者又はその契約者指定番号発信サービス利用契約者に係る従業員（それに相当する者を含みます。）の利用に係る電気通信番号について登録を行うものとしします。</p> <p>4 前3項の請求があったときは、当社は、第14条の65（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>		<p>第4条の4の4～第14条の65（略）</p> <p>（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更）</p> <p>第14条の65の2 （略）</p> <p>2～4（略）</p>	

5 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、現に登録に係る契約者指定番号発信サービス利用回線について、[第14条の65の2（契約者指定番号発信サービス利用回線の登録）](#)第3項に規定する条件を満たさなくなったときは、当社に契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更（その契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録を削除するものに限り、）を請求するものとします。

第14条の65の3～第54条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金

第1 基本料金（略）

第2 通話に関する料金

1 適用

区分	内容
(1)～(19)（略）	(略)
(20) 第1種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用	ア 契約者指定番号発信サービス（第1種グループ発信サービスに限ります。以下、この欄において同じとします。）を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金については次のとおり取り扱います。

5 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、現に登録に係る契約者指定番号発信サービス利用回線について、[本条](#)第3項に規定する条件を満たさなくなったときは、当社に契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更（その契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録を削除するものに限り、）を請求するものとします。

第14条の65の3～第54条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金

第1 基本料金（略）

第2 通話に関する料金

1 適用

区分	内容
(1)～(19)（略）	(略)
(20) 第1種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用	ア 契約者指定番号発信サービス（第1種グループ発信サービスに限ります。以下、この欄において同じとします。）を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金については次のとおり取り扱います。

	<p>(ア) <u>加入電話等設備、固定端末系伝送路設備、他社直加入電話等設備、I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条1号に定める電気通信番号を利用するものに限りま</u>す。）から行った加入電話等設備、固定端末系伝送路設備、他社直加入電話等設備、I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条1号に定める電気通信番号を利用するもの及び電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）への通話に関する料金額は、時間帯にかかわらず<u>60秒までごとに10円(11円)</u>とします。</p> <p>(イ) <u>加入電話等設備、固定端末系伝送路設備、他社直加入電話等設備、I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条1号に定める電気通信番号を利用するものに限りま</u>す。）から行った携帯電話設備、PHS設備への通話に関する料金額は、時間帯にかかわらず<u>60秒までごとに20円(22円)</u>とします。</p> <p>(ウ) <u>携帯電話設備、PHS設備から行った加入電話等設備、固定端末系伝送路設備、他社直加入電話等設備、I P 電話設備（当社に係るものであって電気</u></p>		<p>(ア) <u>削除</u></p> <p>(イ) <u>削除</u></p> <p>(ウ) 携帯電話設備、PHS設備から行った通話に関する料金額は、時間帯にかかわらず<u>30秒</u>までごとに<u>10円(11円)</u>とします。</p>
--	--	--	---

	<p><u>通信番号規則第9条1号に定める電気通信番号を利用するもの及び電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)</u>への通話に関する料金額は、時間帯にかかわらず<u>60秒までごとに20円(22円)</u>とします。</p> <p>(工) <u>携帯電話設備、PHS設備から行った携帯電話設備、PHS設備への通話に関する料金額は、時間帯にかかわらず60秒までごとに30円(33円)とします。</u></p> <p>イ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については<u>2-2-5</u>に規定する料金表を適用します。</p>		<p>(工) <u>削除</u></p> <p>イ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については<u>2-2-3</u>に規定する料金表を適用します。</p>
<p>(21) 第2種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については<u>2-2-3-2 (契約者指定番号発信サービス (第2種グループ発信サービスに限ります。)) に係るもの</u>に規定する料金額を適用します。</p> <p>カ <u>契約者指定番号発信サービス (第2種グループ発信サービスに限ります。)</u>を利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については<u>2-2-5</u>に規定する料金表を適用します。</p>	<p>(21) 第2種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については<u>2-2-3</u>に規定する料金額を適用します。</p> <p>カ <u>削除</u></p>

(22) ~ (24) (略)

(略)

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの (略)

2-2 国際通話に係るもの

2-2-1 ~ 2-2-2 (略)

2-2-3 契約者指定番号発信サービスを利用して行う国際通話の料金額

2-2-3-1 契約者指定番号発信サービス (第1種グループ発信サービスに限ります。) に係るもの

1 2以外に係る国際通話について次表に規定する料金を適用します。

料金額	<u>最初の 60 秒まで</u>				<u>最初の 60 秒経過後</u>			
			<u>夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>		<u>夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>	
<u>地域</u>	<u>昼間</u>	<u>土曜日</u>			<u>昼間</u>	<u>土曜日</u>		
		<u>日曜日</u>	—	—		<u>日曜日</u>	—	—
		<u>祝日</u>				<u>祝日</u>		
<u>— (略)</u>	—	—	—	—	—	—	—	

(22) ~ (24) (略)

(略)

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの (略)

2-2 国際通話に係るもの

2-2-1 ~ 2-2-2 (略)

2-2-3 契約者指定番号発信サービスを利用して行う国際通話の料金額

2 携帯電話設備及びPHS設備に係る国際通話について次表に規定する料金を適用しま
す。

<u>料金額</u>	<u>最初の 60 秒まで</u>			<u>最初の 60 秒経過後</u>			
<u>地域</u>	<u>昼間</u>	—	<u>夜間</u>	<u>深夜・</u> <u>早朝</u>	<u>昼間</u>	—	<u>夜間</u>
	<u>土曜日</u>				<u>土曜日</u>		
	<u>日曜日</u>	—	—		<u>日曜日</u>	—	—
	<u>祝日</u>				<u>祝日</u>		

—	—	—	—	—	—	—	—	—
(略)	—	—	—	—	—	—	—	—

2-2-3-2 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）

に係るもの

国際通話について次表に規定する料金を適用します。

地域	料金額	1分までごとに
(略)		(略)

通話料金表別表～第7表（略）

国際通話について次表に規定する料金を適用します。

地域	料金額	1分までごとに
(略)		(略)

通話料金表別表～第7表（略）

附 則（令和4年10月27日 C A S 1 第00977961号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年12月1日から実施します。

（経過措置）

	<p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	---